

始良市営単独住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市営単独住宅条例（平成22年始良市条例第177号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 条例第3条に規定する単独住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入居者の入居基準)

第3条 条例第6条第1号に規定する基準は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく住宅に入居資格及び収入基準を超えたため入居できず、住宅に困窮していることが明らかかな者又は公営住宅の入居資格は有しているが、入居申込み時点において公営住宅に空き家がなく住宅に特に困窮している者で家賃の支払能力があると認められるものとする。

(入居の申込書)

第4条 条例第7条第1項の規定により市営住宅に入居の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、市営単独住宅入居申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、申込者本人及び同居しようとする親族その他申込者が扶養している者について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村長が発行する過去1年間の収入の状況を証する書類
- (2) 住民票謄本の写し
- (3) 扶養の状況を証する書類
- (4) 市税等の滞納がない証明
- (5) 申込者本人に婚姻の予約者がある場合は、その婚姻の予約を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(入居決定者通知書)

第5条 条例第7条第2項に規定する入居決定者通知書は、様式第2号による。

(入居補欠者への通知)

第6条 条例第9条第1項に規定する入居補欠者を定めたときは、様式第3号により通知する。

(請書)

第7条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、様式第4号による。

2 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人の資格とは、原則として市内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居を決定された者と同等以上の収入を有する者で、市長が適当と認めるものとする。

(入居手続期間延長承認申請)

第8条 条例第10条第2項に規定する手続をしようとする者は、条例第7条第2項による通知のあった日から10日以内に市営単独住宅入居手続期間延長承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(入居決定取消通知)

第9条 条例第10条第4項に規定する入居決定の取消しは、様式第6号により通知する。

(入居許可書)

第10条 条例第10条第5項に規定する入居許可書は、様式第7号による。

(入居日延長承認申請)

第11条 条例第10条第6項に規定する承認を受けようとする者は、前条による入居許可書により通知のされた日から10日以内に市営単独住宅入居日延長承認申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

(入居の届出)

第12条 入居決定者は、当該単独住宅に入居したときは、入居した日から30日以内に市営単

独住宅入居届（様式第9号）に世帯全員の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（連帯保証人変更承認申請等）

第13条 条例第11条第1項に規定する承認を受けようとする者は、連帯保証人変更承認申請書（様式第10号）に新たに連帯保証人がなろうとする者が連署する請書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項に規定による届出をしようとする者は、連帯保証人異動届（様式第11号）に当該届出に係る異動があったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（同居の承認申請）

第14条 条例第12条第1項の市長の承認を受けようとする者は、市営単独住宅同居承認申請書（様式第12号）にその者と同居しようとする者との関係を証する書類及び当該同居しようとする者の所得額証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（世帯員異動の届出）

第15条 入居者は、世帯員に異動があったときは、速やかに市営単独住宅世帯員異動届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（入居の承継承認申請）

第16条 条例第13条の規定に基づき入居の承継の承認を受けようとする者は、市営単独住宅入居承継承認申請書（様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）承継の理由を証明する資料

（2）第6条に規定する請書

（家賃の変更通知）

第17条 市長は、条例第14条第2項の規定により家賃を変更したときは、その旨を当該入居者に通知する。

（家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予等）

第18条 入居者は、条例第15条若しくは条例第17条第2項の規定による家賃又は敷金の減免を受けようとするときは、市営単独住宅家賃（敷金）減免申請書（様式第15号）にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第15条若しくは条例第17条第2項の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予を受けようとするときは、市営単独住宅家賃（敷金）徴収猶予申請書（様式第16号）にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（修繕願）

第19条 入居者は、当該住宅について修繕（条例第19条の規定により市が費用を負担するものに限る。）の必要を生じた場合は、市営単独住宅修繕願（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（住宅を使用しないときの届出）

第20条 条例第23条に規定する届出は、様式第18号により単独住宅を使用しなくなる日の7日前までに市長に提出しなければならない。

（住宅の模様替え及び増築承認申請）

第21条 入居者は、住宅の模様替え及び増築をしようとするときは、市営単独住宅模様替え（増築）承認申請書（様式第19号）に設計図を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、原状回復又は撤去が容易であり模様替え及び増築が適当であると認めた場合は、それを承認し、その旨を通知する。

（住宅の明渡し届）

第22条 条例第31条第1項の規定に基づく明渡しの届出は、様式第20号による。

(添付書類の省略)

第23条 市長は、申込者本人及び同居しようとする親族その他申込者が扶養している者、入居者、同居者又は入居の承継の承認を得ようとする者（以下「入居申込者等」という。）がこの規則に定める申込書その他の書類を提出する場合で、当該申込書その他の書類に添付すべき書類により証明すべき事実を個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を利用し、又は特定個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を求めることにより確認することができ、当該入居申込者等が同意書（様式第21号）を提出してその確認をすることにつき同意したときは、当該添付すべき書類を省略させることができる。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加治木町町営住宅条例施行規則（平成9年加治木町規則第14号）、始良町営住宅管理条例施行規則（平成9年始良町規則第13号）又は蒲生町町営住宅管理条例施行規則（平成9年蒲生町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年7月20日規則第208号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年3月23日から適用する。

附 則（平成25年6月25日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の始良市営単独住宅条例施行規則の規定は、平成24年2月1日から適用する。

附 則（平成28年12月28日規則第43号抄）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月29日規則第16号の2）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行し、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条中始良市営住宅条例施行規則別表第1及び別表第2の改正規定 平成29年4月1日

(2) 第2条の規定 平成28年11月2日

附 則（平成30年8月27日規則第154号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の始良市営住宅条例施行規則及び第3条の規定による改正前の始良市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。